九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ウェッブ夫妻の労働組合論の歴史的背景について

江里口，拓

https://doi.org/10.15017/3000095

出版情報：経済論究. 91, pp.1-30, 1995-03-31. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

ウェッブ夫妻の労働組合論の歴史的背景について

江 里 口　　拓

目 次

第1節　はじめに
第2節　いわゆる「大不況」と「高度成長」
第3節　労働組合運動の変容
　I　クラフト・ユニオンと法改正
　II　労働組合運動の二重化
　　1　綿業・石炭業
　　2　鉄鋼業・機械業
第4節　むすびにかえて

第1節　はじめに

シドニー・ウェッブとビアトリス・ウェッブ（Sidney Webb. 1859–1947, Beatrice Webb. 1858–1943，以下夫妻をあらわす時は“ウェッブ”，いずれかを特定する場合にはそれぞれ“シドニー”，“ビアトリス”と表記する）は，1897年に社会改革の「ヴィジョン」を込めた書『産業民主制論』を世に問うた。その第3篇第3章「労働組合運動の経済的特質」において打ちだされた「労働組合の理論」の骨子は以下のようなものであった。

「徒弟数の制限」・排他的な「組合員資格」によって特定の職業における労働力供給独占を追求する「人員制限の方策」は，労働者間の競争ひいては雇主間の経営努力をめぐる競争を阻害し，究極的には産業の能率を阻害してしまう。それに対し「コモン・ルールの方策」すなわち一産業全体にわたる最低労働条件の追求は，競争市場の発展作用を阻害することはない。労働者は能力におうじて最適配分され，より高度な産業技術へ順応していく。資本設備において旧

式・劣等な企業はたえず淘汰され，かわりに優良企業が拡大・成長していく。結果的に産業全体の効率化が累積的に推進されていくと。

このような「効率」達成を重視した「労働組合の理論」は，シドニーの初期3論文[1]で明らかにされた「産業進歩」の理論的把握を基礎にしていた。「レント」となって現われる「巨額な産業利潤」の追求をめぐる企業間競争，すなわち最劣等企業の淘汰と優良企業の成長こそが「産業進歩」を不断に推し進めていく，とシドニーは主張したのである[2]。

だが，シドニー初期論文における「産業進歩」把握が，『産業民主制論』における「労働組合の理論」に具体化されるためには，労働組合運動の現実についてのたちいった研究が欠かせなかった。シドニー初期論文（1888–1889年）と『産業民主制論』(1897年）との中間に位置する『労働組合運動の歴史』(1894年）を検討する意義がここにある。事実，『労働組合運動の歴史』序文でウェッブは次のように述べていた。

「我々が労働組合運動の研究に着手したのは，我々自身の仮説を証明するためではなく，それが提示する諸問題を発見するためであった。だが我々は，これらの諸問題の性質についてなんの先見ももたないほど，その主題について無知ではなかった。それらはほぼ確実に経済的な問題であり，一般的な経済的行動原理（a common economic moral）を示すだろうと我々は考えた。そのような予想をしたことは今でも当然だと思うし，もしそれが達成されていれば，我々は文句なしにその成果をうけいれたことであろう。だが，そうはいかなかった。研究が開始されるやいなや，我々は次のことに気付いた。すなわち，労働組合が，労働諸条件，産業組織，産業進歩におよぼす影響は，生産過程における無限の技術的多様性によって支配されているために，それらは産業ごとに，さらには職業ごとにさえ異なっていること，したがって経済的行動原理もそれらとともに多様であると。理論的著作にふさわしい一本の経済学的な道筋があると期待した場所には，クモの巣があったのだ。したがって，その瞬間から我々は次のことを理解した。すなわち，我々がまず最初に書かねばならないのは，理論的著作ではなく，歴史であると。さらに，無数の労働組合の特殊な歴史から，

運動全体の一般的歴史を剔出しないことには，歴史そのものさえさかのぼることが不可能なことを我々は悟った。」(Webb [1894] pp. vii–viii，訳3–4頁[3)]；ただし訳文はかならずしも訳書にしたがっていない。以下同じ。)

労働組合運動についての研究の開始にあたって，なんらかの「一般的な経済的行動原理」が導出されるであろうという予想があったにもかかわらず，労働組合運動の現実は「クモの巣」のように複雑であった。そこでいったん「一般的な経済的行動原理」の追求を放棄して，「運動全体の一般的歴史」を描きだす必要があったというわけだ。それは労働組合運動についての「統計的説明を照明し，なおかつ労働組合の現在の構造だけでなくその発展方向をも指し示すことができるほど十分になされた，個々の労働組合の分析的歴史を含んだ，現代労働組合運動の叙述的分析」であったのだ (Webb [1948] p. 45)。そうであればなおのこと「運動全体の一般的歴史」によってウェッブが何を剔出し，そこからいかなる展望を打ちだしたのかを明らかにせねばなるまい。そのことによって，ウェッブが模索していた「一般的な経済的行動原理」について理解を深めることができるであろうからである。以下本稿では，綿業，石炭業，鉄鋼業，機械業といったいくつかの産業に焦点をあて，主として我が国における先学の業績に学びつつ，個々の労働組合運動の歴史的動向を整理することによりこの問題に接近することにしよう。

第2節　いわゆる「大不況」と「高度成長」

イギリス経済史における19世紀後半は「工業化の第二の局面」にあたる (Hobsbaum [1968] p. 109，訳130頁)。産業革命いらい主導的な部門であった綿業は，19世紀中葉をさかいに工業生産に占める比重を低下させていった。かわりに台頭してきたのが，資本財産業，すなわち石炭，鉄鋼，機械産業であった (Hoffmann [1955] p. 18)。海外後進諸国における産業化の開始によって，イギリス資本財産業に莫大な需要が生まれたからである。アメリカやヨーロッパ諸国における鉄道建設の進展はその代表である。1850年代から1870年代初頭までのいわゆる「ヴィクトリアの黄金時代」において，イギリスの総輸出額は

過去最大の伸びを示した。総輸出額は，9,720万ポンド（1854年）から2億5,630万ポンド（1872年）にまで実に2.5倍も増大したのである（Mitchell & Deane [1971] p. 283)。

ところが1870年代後半以降のいわゆる「大不況期」において，ドイツ，アメリカなどの新興産業諸国が台頭しはじめた。これらの国々は高率の保護関税によりイギリスからの輸入品を排除し，世界市場における輸出のシェアを増大させていった。それにともないイギリスの世界市場における地位は相対的に低下していった。イギリスの輸出総額は，2億5,630万ポンド（1872年）から2億4,010万ポンド（1896年）にわずかとはいえ減少したのである。他方，大量輸送手段の発達によって食料が海外から大量に輸入されたために[4]，輸入総額は3億5,470万ポンド（1872年）から4億4,180万ポンド（1896年）にまで着実に増大した（Mitchell & Deane [1971] p. 283)。結果的にイギリスの貿易収支赤字は3,680万ポンド[5]（1872年）から1億3,790万ポンド（1896年）にまで増大したのである（Mitchell & Deane [1971] p. 334)。

貿易収支の赤字が増大するなかで貿易外収支の黒字は増大した。というのも海外投資からの利子・配当収入は4,430万ポンド（1872年）から9,600万ポンド（1896年）にまで2倍以上も増大し，海運・保険サービスによる稼得も8,980万ポンド（1872年）から9,230万ポンド（1896年）と高い水準にあったからである（Mitchell & Deane [1971] p. 334)。貿易収支の赤字を海外投資・保険サービスからの収益によって補塡するというイギリス経済の「金利生活者」的体質は，ほぼこの時期に確立されていくといってよい[6]。

だがここからただちに，いわゆる「大不況期」においてイギリス製造業が絶対的に衰退してしまったと結論するならば，それは誤りであろう。綿業，石炭業，鉄鋼業，機械業といった基幹産業は，世界市場における相対的な衰退に直面しつつも，様々な対応をみせながら着実に成長していたからである。以下，基準年として1872年と1896年をとり，各産業におけるそれぞれの数値を比較し，産業別の特徴を概観してみよう。

まず綿業について。綿業は織布部門と紡績部門とに区別できるが，両者を合計した名目的な輸出額は8,020万ポンド（1872年）から6,940万ポンド（1896年）

に大きく下落している[7]（Mitchell & Deane [1971] pp. 304–305）。だが織布部門において，実物的な綿布輸出量は35億3,800万ヤード（1872年）から52億1,800万ヤード（1896年）まで約1.5倍に増大している。紡績部門でも，撚糸・織糸は2億1,200万重量ポンド（1872年）から2億4,600万重量ポンド（1896年）にまで増大しているし，縫糸輸出量にいたっては800万重量ポンド（1872年）から2,590万重量ポンド（1896年）まで実に3倍以上も増大しているのである（以上，Mitchell & Deane [1971] p. 182）。こうした成長をささえたのは様々な技術革新であった。織布部門では1840年代には力織機が普及し，それ以降改良が重ねられたために，他の国と比較して「織機はかなり高速で運転されていた」（Tyson [1968] p. 120）といわれている。紡績部門では自動ミュール紡績機が1860年代から1880年代にかけてほぼ完全に普及し，細糸の生産に適したものへと改良が重ねられた[8]。当時急速に成長したアメリカなどの後進諸国は太糸用のリング紡績機を主力としていたために，細糸に特化したイギリス紡績業と競合することはなかった[9]。加えてイギリス原綿消費量が11億8,100万トン（1872年）から16億3,700万トン（1896年）へと約1.5倍に増大していることから，国内全体の綿製品生産量は着実に増大していたと言える。つまりいわゆる「大不況期」のイギリス綿業は，世界市場における相対的な衰退に直面しつつも，高級品に特化することで絶対的には成長していたのである[10]。

石炭業の場合，名目的な輸出額は1,040万ポンド（1872年）から1,520万ポンド（1896年）へと約1.5倍に増大しているが（Mitchell & Deane [1971] pp. 304–305），実物的な輸出量は1,271万トン（1872年）から3,296万トン（1896年）へと3倍近く増大し，輸出額の伸びをはるかに上回っている（Mitchell & Deane [1971] p. 121）。さらに国内全体の名目的な産出額は4,630万ポンド（1872年）から5,720万ポンド（1896年）へとわずかしか増大していないが（Mitchell & Deane [1971] pp. 115–116），実物的な産出量は1億2,548万トン（1872年）から1億9,850万トン（1896年）へと増大し，産出額の増大を上回っている（Mitchell [1980] p. 385，訳385頁）。だが石炭業においては労働節約的な技術革新はほとんどなく[11]，「石炭産出高の増大は坑夫数のかなりの増大をもたらした」と言われている（Hobsbaum [1968] p. 116，訳139頁）。1913年に

おいてさえも，機械採掘の割合は，アメリカの51％に対しイギリスではわずかに8％にすぎなかった（Lilley [1965] p. 136, 訳164頁)。つまりイギリス石炭業は，資本集約的な技術革新ではなく，労働集約的な生産量の増大による輸出依存型の成長を特徴としていたのである。

鉄鋼業についてみると，鉄鋼の名目的な輸出額は3,530万ポンド（1872年）から2,350万ポンド（1896年）に大きく下落している（Mitchell & Deane [1971] pp. 304–305)。さらに実物的な輸出量も，338万トン（1872年）から355万トン（1896年）までほぼ一定であった（Mitchell & Deane [1971] p. 147)。だが国内全体の銑鉄生産量が685万トン（1872年）から880万トン（1896年)[12] にまで増大していることを考慮すれば，国内市場の拡大があったことがわかる（Mitchell [1980] p. 415, 訳415頁)。技術面では1850年代から60年代にかけて「製鋼革命」[13] が進み，従来の錬鉄に代わって鋼の生産が本格化した。錬鉄の生産は1881年の268万トンから121万トン（1896年）へと激減した一方で（Mitchell & Deane [1971] p. 135)，鋼の生産は42万トン（1872年）から420万トン（1896年）にまで実に10倍も増大したのである（Mitchell [1980] p. 420, 訳420頁)。だが，「イギリスでは製鋼法としては平炉製鋼法が支配的であったが，この平炉製鋼法は，ベッセマー製鋼法に比べてなお労働集約的性格をより多くもっており，労働節約的装置ではなかった」といわれている（福井 [1980] 79頁)。つまり，イギリス鉄鋼業は「鋼の時代」に対応しながら，内需主導型の成長を特徴としていたといえる。

鉄鋼業の成長は国内の機械業の成長によって支えられた。19世紀後半は，資本財産業の発展期であったから，機械業は周辺産業からの機械需要に促されて様々な部門に特化していった。すでに1820年代において繊維機械部門が自立し，1830年代には「鉄道熱」による蒸気機関車部門の自立，1850年代には船舶用機関部門の自立がみられた。さらに1860年代には農業機械が，1880年代には電気・自転車などがそれぞれ独立した部門となっていった（熊沢 [1970] 33頁)。それと平行して工場内の技術革新も早くから進められた。自動旋盤，穿孔機，平削盤，形削盤などの発明により，「大量生産技術」は19世紀中葉のイギリスにおいて原理的に確立していたのである[14]。1886年における電気溶接技術の

発明はパイプの接合を容易にし，1890年代における自転車の生産に貢献した。1908年におけるテルミット溶接の発明は旧式のリベットやボルト締めを駆逐することにより，建築・造船などの部門に大きな影響を与えた（Lilley [1965] pp. 156–157，訳193頁）。さらにいわゆる「大不況期」において綿業，石炭業，鉄鋼業などの名目的な輸出額がほぼ一定かまたは減少していたことは対照的に，機械業の輸出額は842万ポンド（1872年）から2,060万ポンド（1896年）へと実に2倍以上も増大したのである（小野塚［1989］23頁）。いわゆる「大不況期」イギリスの基幹産業の中で，機械業はその前途がもっとも有望であったのだ。

機械業の発展はイギリス国内の様々な消費財生産に対してもその恩恵を与えた。自転車の出現や電化の進展は質的に全く異なった消費形態を生みだしつつあったし，その他の消費財生産においても機械化が進展し安価な財が大量に供給されたのである[15]。いわゆる「大不況期」とは，これまでにない生産の増大がみられた「高度成長期」に他ならなかったのである[16]。このことを最もはっきりと示しているのが，国民所得の動向であろう。実質国民所得は1872年から1896年にかけて2倍に増大し，これはいわゆる「ヴィクトリアの黄金時代」における伸びを大きく上回ってさえいるのだ（Mitchell & Deane [1971] p. 367）。

だが同時に，いわゆる「大不況期」は物価下落の時期でもあった。輸出についても，実物的な輸出量の動向に対し，名目的な輸出額は相対的にかなりの下落をみせているのである。このことは企業家に対して大きな打撃を与えたにちがいない。いわゆる「大不況期」の中でも不況が最も深刻化した1879年と1886年にあって，失業率はそれぞれ11.4%，10.2%[17] にまで到達し，労働者大衆は大きな打撃をうけた。先に述べた高度成長の恩恵を享受できたのは，雇用が規則的でほぼ定額の収入を受け取ることが出来た階級のみであったことを忘れてはならない。

いわゆる「大不況期」のイギリス経済は，実物的には「高度成長」を達成しつつも，世界市場においては相対的な衰退を経験した。綿，石炭，鉄鋼，機械といった基幹産業は，こうした現実に様々に対応するために，よりいっそうの合理化を模索していたのである。ではこうした経済的背景の中で，19世紀中葉

から世紀末にかけて，労働組合運動はどのような変容を遂げたのであろうか。まず19世紀中葉において支配的であった労働組合について考察してみよう。

第3節　労働組合運動の変容

I　クラフト・ユニオンと法改正

19世紀中葉における労働組合運動の一般的特徴を理解するためには，法的背景および雇用制度の2つを考察することが必要である。19世紀中葉の労働組合運動は，主に「取引制限の共謀罪」と「主従法」とによって規制されていた。1824–5年における「団結禁止法」撤廃により，「賃金と労働時間」をめぐって複数の労働者が事前に会合することは合法化されていた（森［1994］6頁）。だが，その決定事項を他人に強制することは，他人の自由な労働力処分権を妨害するものとして「取引制限の共謀罪」に該当した（石井［1972］306頁）。他方「主従法」は，雇用契約の履行に際し，雇主側がそれを破棄した場合には民事責任を，労働者がそれを破棄した場合には刑事責任を問うものであった[18]。つまりピケッティングは「共謀罪」に該当し，仕事を途中で放棄することは「主従法」に触れたため[19]，ストライキは法の上では不可能であったのだ。

雇用制度における一般的特徴は「二重雇用制度」であった。その内容は，まず工場主が熟練労働者を直接雇用し，熟練労働者自らが不熟練労働者を雇用・監督するというものであった。「二重雇用制度」のもとでは，工場主と不熟練労働者との間には直接的な雇用関係はなく，「請負人」としての熟練労働者が両者を仲介していたのである。19世紀中葉においては「機械への人間の従属が少なく，労働強化をはかるには直接監督に頼らねばならなかった」ために，「二重雇用制度」は「労働監督の手段として必要欠くべからざるものであった」のである（高橋克嘉［1984］117頁）。「1870年になってさえ，多数の労働者を直接雇っていたのは大資本家ではなくて，中間的な下請人であった。彼は雇われ人であると同時に自らも小規模な雇主であった」といわれている（Dobb［1946］p. 266，訳70頁）。

「合同機械工組合（以下ＡＳＥ）」に代表されるクラフト・ユニオンは，以上

のような法的背景と雇用制度の上に成立していたと言ってよい。19世紀中葉の機械業の生産過程は，熟練労働者の手熟練に大きく依存し，技能修得のためには「徒弟制度」が必要不可欠であった。したがって，熟練労働者が工場主と直接雇用契約をむすぶ一方で，みずから数人の徒弟を雇用するという「二重雇用制度」が確立していた。機械業の熟練労働者は1830年以降各地で労働組合を結成し，それらが1851年に合同してＡＳＥが成立する。ＡＳＥはその規約において，組合員資格を「21才以前に５年間以上の徒弟就業」を経たものに限定し，徒弟数を「熟練工４人に対して１人」と規定することにより，労働市場の供給独占をはかった（徳永［1966］28頁)。同時にこの「徒弟制度」は，職業に参入する熟練労働者の質を高く維持することを意味していた。徒弟修業の終了時点において，「標準賃率」を稼得する「十分な能力」を持つ労働者以外は，組合への加入を許さなれなかったのである（小野塚［1989］43頁)。

ひとたび「組合員資格」を獲得した熟練労働者は「共済制度」によって自らを防衛した。すなわち不況期にあって組合員が自己の労働を「標準賃率」以下で販売することを防ぐために，失業手当が整備されたのである。失業手当の支給額は「当時の熟練機械工の平均的な標準週給の約半額」にも相当したといわれている（小野塚［1989］36頁)[20]。ＡＳＥに代表される「クラフト・ユニオンは，もっぱら以上のような間接的方法に依存し，雇主との団体交渉やストライキ等の直接的行動に出ることはほとんどなかった」のも，「主従法」・「共謀罪」といった法的制限に規定されていたからに他ならない[21]（徳永［1966］28–29頁)。以上のようにＡＳＥは，「二重雇用制度」を土台にした「徒弟制度」と，ストライキに対する法的制限に対処した「共済制度」とを有していたという意味で，まさに19世紀における典型的な労働組合であった。ウェッブが「1852年から1875年にかけて，ＡＳＥの規約全部を模倣するかあるいはその特徴をあれこれと取り込むか，このいずれかを試みなかった職業はほとんどなかった」と述べたのも当然のことであろう（Webb［1894］pp. 205–206，訳253頁)。

クラフト・ユニオンの本部はロンドンに集中していたために，ＡＳＥのウイリアム・アランら「ジャンタ」[22]と呼ばれる人々は互いに緊密な関係をもった。「ジャンタ」の行動原理は「挑戦ではなく防衛」であったと言われているように

(Hutt [1962] p. 24, 訳28頁), 彼らはストライキに対して消極的であり, できるだけ組合の基金を保全しようとした。むしろ彼らの主眼は政治運動にあったのだ。「ジャンタ」は, 1860年に「ロンドン労働組合評議会」を結成し, 選挙法の改正をめざして政治運動を展開した。この運動は, 1865年に「選挙法改正同盟 the Reform League」の結成をもたらし, 1867年には, ついに第二次選挙改正がおこなわれた (Pelling [1992] p. 56, 訳64頁)。これによって, 都市の熟練男子労働者に選挙権が付与されることになった。

だがこうした労働者による政治的躍進の時期は, 労働組合運動としてみれば危機の時でもあった。まず1866年において「シェフィールド暴行事件」が起こった。これは, 組合員による非組合員またはストライキ破りに対する一連の暴行事件が頂点に達したものであり, 1825年以来の共謀罪にあからさまにふれるものであった。それはあくまで一部の労働組合員によるものであったが, 雇主たちは労働組合全体に対する弾圧立法を要求した。さらに1867年には,「ボイラー製造工組合」の支部会計係による組合基金の着服をきっかけにおこった「ホーンビー・クローズ裁判」への判決が下された。組合側は「共済組合法」(1855年成立) にてらして補償を求めたが, 裁判所は組合の要求を却下した。「共済制度」をもとに発展したきたクラフト・ユニオンには, その基金の法的保護がないことが明らかにされたのである (Pelling [1992] pp. 58–59, 訳67–68頁)。政府は1867年に「王立委員会」を設立し, 労働組合運動一般についての調査を開始した。

このような危機に対処するために,「ジャンタ」は, 1867年に「合同労働組合会議」を結成し, また1868年に第1回大会が開催されたＴＵＣにおいても徐々にリーダーシップを発揮していった (富沢 [1980] 70頁)。「ジャンタ」を中心にした「王立委員会」への働きかけの結果, 1871年に「労働組合法 Trade Union Act」が通過し, これによって労働組合の基金は法的な保護を与えられた。だが, この1871年の「労働組合法」は「刑法修正法 Criminal Law Amendment Act」と抱き合わせになっており, ストライキにあたってのピケッティングは再び違法とされた。ＴＵＣは,「議会対策委員会」を結成し, 刑法の改正に働きかけた。こうして, 1875年の「共謀罪および財産保護法 Conspira-

cy and Protection of Property Act」が成立し，労働者の行為それ自体が犯罪でなければ共謀罪が労働争議に適用されることはなくなり，ピケッティングはここに合法化された（Pelling［1992］p. 69，訳80頁）。さらに，同年の「雇主労働者法 Employers and Workmen Act」は「主従法」を廃止し，雇用契約を使用者・労働者間での民事契約としたのである。

クラフト・ユニオンを指導した「ジャンタ」は，ストライキなどの行動にでることはほとんどなく，かわりに「団結の自由」のみを要求する政治運動をくりひろげた。その結果ようやく労働組合の合法化と団体交渉権の確立をみたのであるが，ウェッブはすでに労働組合運動の重心が移動し始めていたと述べていた。

「しかし，ジャンタとその同盟者たちがウェストミンスターで大勝利をおさめていた時に，労働組合界の重心はロンドンからハンバー川以北の工業地帯にゆっくりと移動しつつあった。これはまず何よりも，2つの大きな地方組織すなわち炭鉱夫および綿業労働者の連盟の発展によるものであった。」（Webb［1894］p. 284，訳338頁）

したがって，次節では綿業・石炭業における労働組合の発展を検討し，他方で鉄鋼業・機械業における組合がいかなる状況にあったのかを考察してみよう。

Ⅱ　労働組合運動の二重化

1　綿業・石炭業

まず綿業の紡績部門についてみてみよう。19世紀中葉の紡績部門においては手動ミュール紡績機が中心であり，その操作にあたってはかなりの筋力と手熟練が必要であった。こうした職務をこなす紡績工（熟練労働者）は雇主と直接に出来高契約を結び，糸継工などの補助労働者を自ら雇用していた[23]。したがって，19世紀中葉において永続的な労働組合を組織しえたのは紡績工のみであった。紡績工は「組合員を制限するために，つまり紡績工を制限するために，徒弟制度を厳格に規定し，徒弟制度を経ない者は熟練工としての紡績工としてみとめられなかったし，その組合にも加入することはできなかった」（出水［1973］121頁）。19世紀中葉の紡績部門においては「二重雇用制度」を基礎に，

クラフト・ユニオンに類似した方策が追求されたのである。

だが，1860–80年代にかけて自動ミュール紡績機[24]の普及が完了すると，事態は一変した。自動ミュール紡績機は熟練の修得をほとんど必要としなかったために，「徒弟数の制限」は不可能になったのである[25]。自動ミュール紡績工は，1870年に「綿糸紡績工合同組合」を結成し，使用者との直接交渉によって「出来高単価表」の作成・普及に努めた。「出来高単価表」は，自動ミュールの普及が急速であったオルダムにおいてはすでに1844年に登場し，普及が緩慢であったボルトンにおいても1869年に登場したといわている（中山［1988］98頁)。

織布部門においては，1785年に出現した「力織機」が1840年代には「手織機」にとって代わっていた（徳永［1966］3頁)。熟練の解体とともに「徒弟制度」は早くから消滅し，あらゆる織布労働者は雇主によって直接雇用されるようになった。したがって織布工は，なんら職業への入職を規制することなく(Turner［1962］p. 128)，雇主との直接交渉によって「出来高単価表」の作成・普及をめざした。1853年の「ブラックバーン賃率表」はその先駆形態であり，これは次第に他の地域へと広がっていった。

こうして，紡績・織布両部門の綿業労働者は広範な地域にわたって賃率表を獲得していった[26]。「彼らの最初の課題は，賃率表をあらゆる地域において獲得しそれを完成することであった。賃率や支払い方法がこのような手段で確保されたので，彼らの活力は，適当な立法措置によってその他の労働条件を改善することにささげられた」(Webb［1894］p. 294，訳350–351頁)。綿業においては，工場法の歴史は古く，1847年に制定された「10時間法」以来，綿業労働者の労働時間は週あたり60時間に規制されていた（Hutchins & Harrison［1926］pp. 96–98，訳98–99頁)。1872年に，紡績・織布両部門の労働者は，「工場法改革連盟」を組織し，「法律（工場法—引用者）を改正し，週労働時間を60時間から54時間に減らす目的」をもって行動を開始したのである（Webb［1894］p. 295，訳351頁)。

石炭業においても，1860年代以来「労働条件の立法的規制」を求める動きがあった。この運動を指揮したのは，アレキサンダー・マクドナルドであった。

彼は「ジャンタ」の一員であり，1875年の「主従法」改正に大きな役割を果たした。「しかし，ジャンタが労働組合員のために政治的自由を確保することで満足していたのに対し，マクドナルドは当初から労働条件についての立法的規制を一貫して要求した」のである（Webb［1894］p. 286，訳340頁）。彼は1863年のリーズにおける炭坑夫会議で，「労働者の標準的な生活水準が悪化するのを防ぐために産業を統制するという原則」を打ちだし，「法定8時間労働日」を要求した（Webb［1894］p. 288，訳342頁）。

だがそれ以降，この「労働条件の立法的規制」をめぐる運動は，石炭産業における「地域的分断」によって妨げられた（栗田［1978］46頁）。この「地域的分断」を最も明瞭な形で表していたのは，イングランド北東部とイングランド中央部[27]との間の利害対立であった。

イングランド北東部の炭田地方においては，炭坑主が，採炭夫（＝熟練労働者）と直接に出来高契約を結び，採炭夫は補助労働者を雇用するという「二重雇用制度」が成立していた（Clegg, Fox & Thompson［1964］p. 15）[28]。特権的な採炭夫（＝熟練労働者）は，1863年に，ノーザンバーランド，ダラムを中心に「全国坑夫組合 Miners' National Union」を結成した（相沢［1978］110頁）。同時に，イングランド北東部は，炭坑主間の組織化が最も進んでいた地域でもあり，「使用者団体」の結成がみられた。1870年代に「全国坑夫組合」と「使用者団体」との間で「労使合同委員会」が結成されるが，「使用者団体」の主導のもとで1870年代後半にスライディング・スケール協定が導入された。イングランド北東炭田は代表的な輸出地帯であり，国際市場における石炭価格の変動の影響を直接に受けていたからであるが，「全国坑夫組合」側は，このスライディング・スケール協定に対して一貫して支持を与え，「最低賃金制は不要であるという点で雇主と意見が一致していた」（Webb［1894］p. 325，訳387頁）。「二重雇用制度」のもとにあった特権的な採炭夫は，不況期には，配下の未熟練労働者に対して，賃金の低下分を転嫁することができたからである。

1870年代後半から1880年代前半にかけて，このスライディング・スケールは，「"労使合同委員会"が組織されていなかった地区」すなわち，イングランド中央部にも導入されていった（小笠原［1987］78頁）。元来イングランド中央

部の炭田においては，「採炭請負制度 Butty System」，つまり炭鉱主が「採炭請負人」と出来高契約をし「採炭請負人」は採炭夫を含めた全労働者を時間賃金で雇用するという慣行が成立していた（相沢［1978］72頁）。こうした「採炭請負制度」のもとで，イングランド中央部では，労働組合の結成はなかなか進まなかったが[29]，いわゆる「大不況」による石炭価格の下落期に普及したスライディング・スケール協定は，イングランド中央部の炭鉱労働者の賃金を大きく引き下げ，ここに労働組合の結成が本格化したのであった。「採炭請負制度」のもとでは，採炭夫でさえも夫熟練労働者と同一の地位に置かれていたために，組合の結成は当初から熟練・不熟練をとわない一般的なものであった（相沢［1978］120頁）。1889年にミッドランド，ランカシャー，ヨークシャーの組合を中心に，「大英坑夫連盟 Miners' Federation of Great Britain」が結成された。「大英坑夫連盟」は，「採炭請負制度」の廃止[30]に加えて，スライディング・スケールの廃止（＝最低賃金の確立）と「法定8時間労働日」を要求し，ここにマクドナルド以来の「労働条件の立法的規制」という原則が復活したのである。だが，イングランド北東部の「全国坑夫組合」は，スライディング・スケール協定を支持したし，「法定8時間労働日」についても否定的であった[31]。こうして，炭坑労働組合運動は，イングランド北東部と中央部を中心とした2大勢力に分裂していった。

以上のように，ウェッブが指摘した綿業，石炭業における新しい動きとは，「労働条件の立法的規制」を要求する運動であったのだ。ではそれ以外の部門すなわち鉄鋼業・機械業はどのような状況にあったのだろうか。

2　鉄鋼業・機械業

まず鉄鋼業についてみてみよう。19世紀中葉における鉄鋼業の主力生産物は，「鋼」ではなく依然「錬鉄」であった。錬鉄生産においては，パドル炉の撹拌と錬鉄の炉からの取りだしにあたって，かなりの筋力と熟練が必要とされていた（福井［1972］18頁）。製鉄業者は，このような職務をこなす熟練労働者との間で出来払いによる「請負制度」を確立し，他方，熟練労働者は補助労働者（＝不熟練労働者）を自ら雇い，時間賃金で支払っていた（Clegg, Fox &

Thompson [1964] p. 22)。熟練労働者を仲介にした「二重雇用制度」が存在していたのである。「他の産業と同様に，製鉄業において労働組合の発展の基礎を形成したのは，熟練労働者であった」(Marsh & Ryan [1984] p. 262)。

北東イングランドの撹拌工は，1862年に，ジョン・ケインの指導のもと「合同錬鉄工組合 Amalgamated Malleable Iron-workers' Association」を結成し，1868年にかけて全国的に組織を拡大していった。ジョン・ケインは，「ジャンタ」の周辺にあった人物であり，組合は「共済制度」を中心にしたストライキ回避の方策をとった[32)]。他方で，使用者の側でもより安定した労使関係を模索する動きが現われ[33)]，1869年に「北イングランド製鉄業仲裁調停委員会」が設立された。同委員会は1872年にスライディング・スケール協定を導入した。

だが，1856年から1875年における「製鋼革命」の進展とともに，「錬鉄」の生産は「鋼」にとってかわられた。「鋼」生産にあたっては，溶鋼工，圧延工などの半熟練労働者が中心であった。これらの半熟練労働者は，「昇進制度」のもとに，鉄鋼業者によって直接雇用される傾向にあったが，他方で，「製鉄業から引き継がれたシステム」としての「請負制度」がなお残存していた (Marsh & Ryan [1984] p. 274)。1886年に，「鋼」部門の半熟練労働者は，「イギリス溶鋼工合同組合 British Steel Smelters' Association」を設立し，1891年ごろにかけて全国的に組織を拡大していった (Marsh & Ryan [1984] p. 263)。同組合は，「伝統的なクラフトの事情」に左右されることがなく (Marsh & Ryan [1984] p. 263)，内部請負制廃止＝直接雇用の確立，昇進制の確立，時間払制の廃止＝出来高払制の確立を要求した (福井 [1980] 75頁)。

他方で，旧式の「錬鉄」部門を基礎にしていた「合同錬鉄工組合」も，「製鋼革命」に対応して「1880年代には鋼労働者にも組合員資格を与えた」が，「同組合はもっぱら撹拌工 Puddler の組織のままであった」(Marsh & Ryan [1984] p. 271)。「合同錬鉄工組合」は，1887年に「大英鉄鋼労働組合 Associated Iron and Steel Workers of Great Britain」に改組されるが，「高いトン・レイトを受け取る労働者，特に，請負人によって支配されるようになった」(Marsh & Ryan [1984] p. 272)。「大英鉄鋼労働組合」はこうした特権的な

「請負人」の組織として，「請負制度」の存続を積極的に支持し，ほぼ世紀末までスライディング・スケールを保持していった（Webb［1894］p. 324，訳386頁）[34]。

このように鉄鋼業においては，錬鉄から鋼への技術革新があり，鋼部門の労働者を中心として旧来の行動方針を批判する動きが現われたものの，綿業・石炭業のように「労働条件の立法的規制」を求める運動にまでは発展しなかった。

次にＡＳＥに代表される典型的なクラフト・ユニオンが形成された機械業は，どのような状況にあったのだろうか。機械業における「1850年から1890年にかけての時期を主に特徴付けたのは，新しい方法の発展ではなく，19世紀前半に発明されていた工程や方法の普及であった」（Jefferys［1970］p. 55）と指摘されているように，19世紀中葉に出現した「大量生産技術」の普及は，ＡＳＥの行動方針の実践を困難におとしいれた。ＡＳＥは，1851年の規約において「徒弟数の制限」，「低賃金の非熟練労働者を雇う傾向のあるピース・マスター制の禁止」などを掲げ，個々の使用者に対してその実行を要求した。だがこうした要求は，使用者側にとっては当時普及しつつあった「大量生産技術」の導入による半熟練工の雇用，および機械産業への需要増大への対応を困難にしたことはいうまでもない。使用者側は，1851年12月に「熟練機械工等使用者中央協会」を結成し，1852年１月にロック・アウトに突入した。４月には「基金の枯渇」によって，ＡＳＥは敗北した。

半熟練労働者の雇用と機械の使用についての自由を確立した機械産業使用者は，「大量生産技術」を徐々に普及させていった。1855年においては，徒弟数が増大している現状に対し組合員から警告が発せられたが，同年のＡＳＥ規約には「徒弟数を制限する一律・明確な基準やその具体的手段は示されていな」かった（小野塚［1990］111頁）。だが，いまだ企業内熟練養成制度が確立されていなかった当時においては，熟練労働者による徒弟教育が慣習として承認されていた[35]。「徒弟数の制限」が本格的に崩壊したのは，1883年におけるサンダーランドのストライキであると言われている。「当時北東海岸のこの１センターの７大工場には，熟練工700人に対して，徒弟工が500人も存在」していた。ＡＳＥは徒弟を「熟練工２人に対して１人」にすることを要求してストライキ

に入ったが，結果は組合側の敗北に終わった（熊沢［1970］62頁）。こうして，ＡＳＥの行動原理の一つの土台であった「徒弟規制」はほぼ消滅するのである。

さらに，1873年に始まるいわゆる「大不況」によって，「大量生産技術」の採用がいっそう推し進められたために，熟練労働者の失業が増大し失業手当は大きな打撃をこうむった。1869年から1879年にかけて，失業手当の給付総額は，ほぼ3倍に増大した。加えて，疾病，老齢手当がそれぞれ増大していることから，組合員の高齢化が進んだことがうかがえる[36]。こうして，ＡＳＥの「共済制度」は次第に弱体化し，1885年には「失業，災害，疾病手当の切り下げ」と，「若年者の入会金の引き下げ」が実施された（徳永［1966］293頁）。

先に述べた「徒弟規制」の崩壊過程は，同時に，半熟練工の雇用を必然化する「大量生産技術」の普及過程でもあった。加えて，「共済制度」の崩壊は，組合費の引き下げをもたらした。結果的に，ＡＳＥは，半熟練工を組織に取り込んでいった。「機械業における新しい旋盤の導入は，下級労働者の昇進を可能にし，組合に加入することも可能にした。それは熟練・徒弟なしにであった」（Labourn［1993］pp. 75–76）。19世紀中葉において典型的なクラフト・ユニオンであったＡＳＥは，19世紀末にかけて半熟練労働者へ門戸を開放し，旧来の行動方針を大きく転換せざるをえなくなっていたのである[37]。

以上，本節の考察を要約すればおよそ以下のとおりである。19世紀中葉における労働組合運動は，ストライキに対する法的制限に対し「二重雇用制度」を利用することで対処したクラフト・ユニオンであり，機械業のＡＳＥがその典型であった。だが，このストライキに対する法的制限は，クラフト・ユニオンの幹部＝「ジャンタ」を中心とした政治運動によって1875年までにとりはらわれた。このことは，発展が早くすでに熟練が解体していた綿業，また当初から熟練がさほど必要とされなかった石炭業における新しい労働組合運動の推進を可能にした。つまり，綿業，石炭業の労働組合は，あらゆる労働者を含めた一般的運動を展開し，ここに「労働条件についての立法的規制」をめざす運動が現われた。ところが，鉄鋼業，機械業といった比較的に新しい産業[38]においては，機械化の進展によって「二重雇用制度」の崩壊が進展したにもかかわらず，その後発性ゆえに，依然として旧式の運動形態が残存しつづけることになっ

た。以上のように「クモの巣」とも言える錯綜した労働組合運動の現実から，ウェッブは「一般的な運動の歴史」として何を剔出したのであろうか。

第4節　むすびにかえて

ウェッブは『労働組合運動の歴史』第7章「新旧の組合主義」冒頭で次のように述べていた。

「1875年以降ＴＵＣは，労働組合界の代表者会議として，一般の人々の目の前にますます強い印象をもってそびえ立っていた。だが一方で歴史家の目からみれば，ＴＵＣは過去20年のうちに労働組合運動における実践的な運動家への指針としての意義を着実に失いつつあった。」（Webb［1894］p. 344，訳412頁）。

「ジャンタ」が指導した1871–1875年における一連の法改正によって，労働組合運動の合法化が達成された今，ＴＵＣはその存在意義を失いつつあったというのである。だが，それはいかなる意味においてであろうか。

「はるか昔から，労働組合運動の主要な見解の一つは，労働者の最低生活条件を法律によって維持することが望ましいというものであり，いまでも労働組合界の２大部門，すなわち綿業労働者と炭坑夫とによって強く主張されている。だが，1875年から1885年にかけての（ＴＵＣ—引用者）議会委員会は，自由党の議員もそうであるように，立法によって労働条件を確保しようとする要求を，すべて好ましくない例外とみなしていた。」（Webb［1894］p. 355，訳425頁）。

つまり，1875年以降のＴＵＣ議会委員会は，綿業，石炭業においてあらわれた「労働条件の立法的規制」を求める運動に対し敵対的であったという事実が強調されている。そもそも1871–75年においてＴＵＣ議会委員会を指導した「ジャンタ」の人々は，「自ら敵視していた中産階級の経済的個人主義を容認し，中産階級の中でより開明的な人々が彼らに譲歩しようとしていた団結の自由のみを要求した」に過ぎなかった（Webb［1894］p. 211，訳271頁）。それは彼らの次のような主張に明らかなところであろう。「我々は，各人が思うままに自己の技

能を発揮する自由競争に干渉しない。しかし我々は，その時々の条件におうじて，ある雇主に雇われたりまたそれを拒否する権利を放棄しない。それはちょうど雇主が一人または複数の労働者を解雇する権利をもつのと同じである。したがって我々は，個人の権利が団体で行使される場合でも，およそ干渉されることを拒否する」(Webb [1894] p. 279, 訳332頁)。だが，1871年–75年における法改正によって所期の目的が達成された後にあっても，「1876年から85年にかけてのＴＵＣ最高幹部を構成していた有能かつ良心的な人々は，代替的な政治理論をなんらもたずに時を過ごし，結果的に立法による干渉や行政介入に対する反対を絶対的なドグマにしてしまった」のだ (Webb [1894] p. 360, 訳431頁)。ウェッブはこのような状況を「レッセ・フェールが，当時の労働組合指導者の政治的および社会的信条であった」と特徴付けたのであった (Webb [1894] p. 360, 訳431頁)。

ところで「レッセ・フェール」に固執していたＴＵＣ議会委員会を大きく変化させたのが，1889年以降のロンドン・ドック・ストライキに代表される「新組合主義」[39] の勃興であった。「新組合主義」の指導者の一人であるジョン・バーンズは，1890年に次のように述べていた。「労働者諸階級が労働組合によって独力で獲得できる以上の利益を国家が彼らに与えることができるならば，新組合主義者は国家の援助を要求するためにいつでも最善を尽くすつもりでいた」(John Burns, a speech delivered in Rotherham on 8 September 1890, cited in Duffy [1961] pp. 315–316) と。

だが他方で，「労働条件の立法的規制」についての根強い反対があったことも事実である。これらの反対が，「二重雇用制度」が支配的であった部門や地域においてとくに根強かったことを見逃してはならない。鉄鋼業における旧式の錬鉄部門，また石炭業における北東イングランド地区がそれであったが，この「二重雇用制」自体，機械化の進展による労働者の直接管理と直接雇用の進展によって徐々に崩壊しつつあったことは，ＡＳＥを例にみたとおりである。その意味では，今や「労働条件の立法的規制」を求める運動が「労働組合界」の新しい「重心」になりつつあったとみても大きな間違いではなかろう。

ここまでみてくると，『労働組合運動の歴史』の課題，すなわち「運動全体の

一般的な歴史」に込めたウェッブの意図が理解できる。ウェッブは『労働組合運動の歴史』序文で，次のように述べていた。

「本書で我々が自ら限定をくわえた一般的な運動の歴史とは，イングランドの政治史の一部であることがわかるだろう。……18世紀の初頭から今日まで，民主制，結社の自由，レッセ・フェール，労働時間，賃金の規制，生産者組合，自由貿易，保護貿易，その他多くの個別的であるばかりかしばしば対立的な政治理念は，その時々に，組織労働者の想像力をとらえ，労働組合運動の進路にその感化の跡を残してきた。さらに，ともかくも1867年以降になると，これらの諸理念が労働組合運動に強い影響を与えたところ全てにおいて，労働組合運動が政治に対してその感化の跡を残してきたのである。」(Webb [1894] p. ix，訳5頁。下線部イタリック。)

1867年における第二次選挙法改正により労働者が選挙権を獲得した結果，労働組合運動による政治に対する働きかけが本格的に始まった。1871年から1875年にかけての，一連の法改正は，ＡＳＥなどのクラフト・ユニオンの幹部＝「ジャンタ」を中心にした議会運動の結果であった。だが，これはあくまで「主従法」「共謀罪」といった「団結の自由」を規制する「国家干渉への反対」という形で現われたにすぎず，その意味で「ジャンタ」を支えていた政治理念とは「レッセ・フェール」にほかならない。

1875年以降において，綿業，石炭業などの組合から「労働条件の立法的規制」をめざした新しい運動が現われ，1889年以降の「新組合主義」の台頭を通じて，ＴＵＣ内部にもそれは定着していった。つまり，ウェッブが『労働組合運動の歴史』において剔出した「運動全体の一般的な歴史」とは，1875年を境にした労働組合運動による政治への働きかけの変容を指摘するものであり，それは一言でいうならば，「レッセ・フェール」から「労働条件の立法的規制」へという動きに他ならなかったのである。ウェッブは，こうした新しい労働組合運動によって，労使間の新しいルールが築き上げられていくに違いないという展望のもとに，本稿冒頭で要約したような「コモン・ルールの方策」すなわち労働組合運動の「一般的な行動原理」を提唱しえたのだといっても過言ではなかろう。実際，ウェッブは『産業民主制論』において次のように述べていた。

「労働組合が提示する全国的・地方的なルールがあったとしても，すでに述べたように，そのルールを無視するかまたは組織的に回避する，広範な地区や大工場があるのが常である。それに反し議会の法律は，労働組合の有無やその交渉力を問わずあらゆる地区に均一に適用され，また雇主の使用者団体への所属を問わずあらゆる雇主に一律に適用される。それは事実上，団体交渉の理想的な形態であり，その産業の全労働者をふくむ労働組合と，全企業をふくむ使用者団体との間に締結される全国協定に照応する。議会の法律は，あたかもこのような全国協定のように，特定の労働者および工場の事情のみならず特定の地区の事情さえも，それらが賃金契約に悪影響を及ぼすことを阻止するのだ。」（Webb［1897］p. 256，訳302–303頁）

ウェッブの提唱する「コモン・ルールの方策」は一産業の全体にわたる最低労働条件の均一化を目指すものに他ならなかったから，それが達成されて初めて，労働者の最適配分とより高度な産業技術への順応および劣等企業の淘汰と優良企業の発展が，まさに全国的規模で促進される。ここに，イギリス産業全体の効率化の達成というヴィジョンを実現するための基本的な条件が提供されることになる。だが，このような「コモン・ルールの方策」はあくまで広範な政治運動の結果としてのみ達成されるものであるから，その意味で『産業民主制論』で提出された社会改革の「ヴィジョン」は，単に労働組合にとどまらず，それを包み込む様々な社会・経済・政治制度全体の改革にもつながっていくものであると言えよう。

注

1）江里口［1994］参照。

2）Webb［1888–a］，Webb［1888–b］，Webb［1889］参照。

3）周知のように，『労働組合運動の歴史 The History of Trade Unionism』（初版1894年）は，1920年に加筆修正されている。訳書は1920年版である。本稿では初版を使用するが，訳書に該当箇所がある場合にはその頁数もあわせて表記する。

4）「鉄道や蒸気船による新しい交通システム」によって安価な食料が大量に流入した結果，農業物の価格が暴落しイギリス農業は大打撃をこうむった。「イギリスでは，

1868年から1878年の10年間に，消費する小麦の大部分が自国では生産されなくなり，肉の輸入量は消費量の7分の1から半分近くに増大した。」(Court [1954] pp. 200–201，訳237頁)

5) イギリスの貿易収支は，19世紀第初頭以来，一貫して赤字であった。Mitchell & Deane [1971] p. 333参照。

6) 19世紀末において顕在化した「貨幣利害」の台頭を，19世紀イギリス経済史における一貫した特徴とみなす代表的な主張として，Cain & Hopkins [1986] を上げることができる。「19世紀においてはイギリスの産業ブルジョアジーは，ジェントルマン資本主義と妥協せざるをえない状況にあった。それはジェントルマン資本主義にとって代わるどころか，それを修正したにすぎなかったし，逆にしばしばその支配的影響力の重みを認識させられたのである。それゆえ“産業資本主義が1850年以降は支配的勢力であり，貨幣利害はその副次的なものに過ぎない”とのマルクスの考え方は，……誇張されたものといわざるをえない。」(Cain & Hopkins [1986] p. 510，訳15頁)

7) 「世界の綿製品輸出に占めるイギリスの比率が最大になるのは“大不況”下の1882–84年の82%であるが，しかしそれは同時にピークからの滑降の始り」でもあった(熊谷 [1994] 129頁)。

8) 「自動ミュール機は，1830年代から1940年代にかけて使用されるようになったが，その時期には，技術的に，番手の太いものに用いられ，番手の細いものには利用されがたかった。しかし，それは，改良されるにつれ，しだいに普及するようになり，それがコモン・ミュール機を大きく凌駕するのは，プレストンでは1853年のストライキのときであり，オルダムでは，1866年から74年にかけて，ボウルトンでは1874年から86年にかけてであった。」(中山 [1988] 82–83頁)

9) 「織糸の輸出の衰退は，あらゆる種類の織糸においてではなく，主に太糸においてであった。輸出にしめる中・細糸の割合は，ほぼ確実に増大した。」「織糸の輸出の衰退は，特に1890年代を通じて，紡績業者に深刻な問題を投げかけた。それを彼らは数多くの方法で解決しようと試みた。メリヤスおよびレース用の糸や，より細い糸の生産が，次第に強調されるようになった。」(Tyson [1968] pp. 107–108)

10) さらに，Tyson [1968] はイギリス綿業の成長を支えた要因として，「19世紀の末までに，綿業の83%の労働者は，ランカシャーや近隣のチェシャーに集中していた」(p. 119) ことを指摘し，その地域的な特化をあげている。その他，「ランカシャーの労働者がもつ熟練における優越性」(p. 120)，「能率的なマーケティング・システム」(p. 125) も重要であった。

11) 「石炭鉱業においては，蒸気機関の発明を促進し不断の改良に努めたものは炭鉱資本家であったにもかかわらず，その炭田から炭田，坑口から坑口への動力革命の波及は緩慢かつ偏跛であった。」(吉村 [1974] 94頁)

12) 後述する「製鋼革命」によって可能になった鋼の生産にあたっては，銑鉄と同時に

屑鉄も使用されたから，国内全体の鉄鋼生産量の指標として銑鉄生産量をそのまま使用することはできない。国内全体の鉄鋼生産量は，銑鉄生産量よりも実際には大きいと考えるべきである（阿部［1993］102頁）。

13）1858年にベッセマーが「転炉法」すなわち銑鉄を流し込んだ容器に空気を吹き込んで不純物を燃やして除去する工法を発明した。1860年代には，ジーメンスの「平炉製鋼法」が発明された。この工法は，「転炉法」より時間がかかるものの，最終生産物をよりよく制御できるという利点があった。さらに1875年には，トマスとギルクリストの「塩基性内張り」法が発明され，イギリスに多い含燐鉱石の使用を可能にした（Liley［1965］p. 145，訳175頁）。「"製鋼革命"とは……近代製鉄業の3つの基本工程—製銑・可鍛鉄製造・圧延ないし鋳鍛造—の第2工程を，パドル炉による錬鉄生産から製鋼炉による溶鋼生産に転換させたという技術的内容をもつ過程」のことである（高橋哲男［1967］6頁）。

14）「大量生産技術—動力工作機械による規格化された互換部品の生産—は，一般に信じられているように，アメリカで生まれたのではなく，ヨーロッパ特にイギリスで，18世紀後半から19世紀初頭にかけて生まれた」。「自動旋盤，穿孔機，平削盤，形削盤その他の工作機械」は，イギリスで「開発」，「大量生産」された。これらの工作機械は，「19世紀の前半に，繊維機械などの規格化された大量生産を可能にし……流れ作業生産に類似したものを作りあげた。」（Mayr & Post［1981］p. 25，訳42頁）

15）例えば，19世紀後半におけるミシンの発明とその普及が，靴の製造方法を大きく変化させたことについてウェッブはいう。製靴業には「1857年までは機械や新工程は全く侵入していなかった。靴製造にミシンが利用され，引き続き新発明が導入された結果1857年から1874年の間に，この産業には完全な革命が起こった。」（Webb［1897］pp. 417–418，訳505頁）。また，19世紀後半以降「男女の服装をめぐる流行の変化」があり，靴下製造業における「工場制の普及」をもたらしたという指摘もある。「"半ズボン"がすたれ，男子は"長ズボン"へ，女子は"長目ドレス"または"布製靴下"へと変化し」，「準服飾品としての"上質靴下"から，機能的な機械製粗悪品—円筒型靴下および縫合靴下—への需要シフト」があったからである（武居［1984］62頁）。

16）19世紀後半におけるイギリス経済の構造転換について，Cain & Hopkins［1987］は，次のように主張している。「1850年以降の時期に関して，製造業部門の生産高の伸びが鈍ることによって引き起こされたイギリス経済の相対的な衰退が議論の的になっている。しかし，1870年から1945年の時期にダイナミックな変化を遂げた領域があり，それはロンドンと（イングランド）南東部を中心とするサービス部門であったことはあまり知られていない。」（Cain & Hopkins［1987］p. 2，訳53頁）「国内製造業の成長でさえも，特に（イングランド）南東部におけるサービス所得の増大によって引き起こされた消費需要に大きく依存していたのである。」（Cain & Hopkins［1987］p. 4，訳55頁）

17) Mitchell & Deane [1971] p. 64参照。ただし，これらの数字は，労働組合による統計である。

18) 19世紀中葉における「労使関係法」については，森 [1988] に詳しい。「この制定法（1823年法—引用者）は，農業におけるサーバント，職人などが契約にしたがって仕事を始めなかったり期間満了前に労務を放棄した時，或いは他の軽罪を犯した時には，雇主の告訴に基づいて，治安判事が彼を逮捕し取り調べることができるとした。そして有罪であれば三ヵ月以下の懲役刑に服さしめてその期間の賃金を減額させるか，賃金の全部または一部を減額させる，もしくは彼の解雇を命じることができると定めている。」（138頁）

19) ウェッブは主従法についての一下院議員の次のような見解（1823年）を紹介している。「例えば機械組立工，漆塗工その他無数の事業では，作業の性質上，一つの仕事を完了しないうちに別の仕事をはじめなければならないから，労働者は仕事を完了することは決してない。したがって，もし賃金額に関して紛争が生じたり，ストライキやターン・アウトがはじまったり，労働者が口論のすえ仕事を放棄したりすれば，雇主は，労働者が仕事を完了しないままに離職したという理由で告訴するのだ。」（Webb [1894] p. 234，訳284頁）

20) 同時に「共済制度」は，老齢，疾病，埋葬，移民，事故手当などをも包含する「共済組合」的側面をもち，組合員の生活におけるあらゆる事態に対処していた。「共済制度」は，各組合員に対する週1シリングにのぼる高額の組合費によってはじめて維持されていたのである（栗田 [1978] 22頁）。

21) 事実，ウェッブは次のように述べている。「団体交渉が雇主によって承認され，かつ法律制定に労働者の手が届くまでは，労働組合運動が合法的にその目的を達成する唯一の手段は，相互保険であった。1845年から1875年の間，労働者を指導した抜け目ない役員の一団によって，それが大いに支持されたのはこのためである。」（Webb [1897] p. 166，訳193頁）

22) 「ジャンタ」とは，当時のクラフト・ユニオンの代表者らが結集した非公式の団体に，ウェッブが付けた名称である。ＡＳＥのウイリアム・アラン，合同大工組合のロバート・アップルガース，鋳鉄工組合のダニエル・ガイル，煉瓦積工のエドウィン・クールスン，靴製造工のジョージ・オッジャーなどがその代表である。さらに，ウェッブはその周辺人物として，ヘンリー・ブロードハースト（石工），アレキサンダー・マクドナルド（坑夫），ジョン・ケイン（錬鉄工）などをあげている。特にブロードハーストは1875年以降のＴＵＣを指導した人物として重要である（彼の詳しい経歴については，安川 [1993] 369頁参照）。

23) 「1830年代，イングランドのミュール紡績に雇用されていた18才未満の労働者38,929人のうち，企業主が直接雇用していた者は，4,293人であったのに対して，精紡工が直接雇用していた者は，32,297人であった。そして精紡工と大糸継工が成人男子で，小糸継工が少年，児童であるのが一般的であった。」（中山 [1988] 80頁）

24) 自動ミュールの導入それ自体が，手動ミュール紡績工による労働力供給制限という障害を打破することを目的になされたという指摘もある。茂木［1978］23頁参照。

25) 「綿糸紡績工合同組合」は，「徒弟制度」のかわりに，輩下の糸継工から一定の数を紡績工に昇進させる「昇進制度」を確立した。この「昇進制度」は，ＡＳＥにおけるような「熟練工４人に対して徒弟１人」といった規制とはまったく逆に，「紡績工１人に対して徒弟２人」というものであり，この割合は「職業を補充するのに必要な人数の約10倍」であった（Webb［1897］p. 475，訳575頁)。ウェッブは次のように述べている。「昇進規制は補充者の数を満たされるべき地位の数以下に減らそうとする考えが全くない点において，徒弟制度と異なっている。したがって，その産業の拡大には何の障害もない」(Webb［1897］p. 491，訳594–5頁)。ただし，自動ミュール紡績機の普及にもかかわらず，「新しい自動ミュール番労働者は，機械への配属と入職規制という旧式の紡績工のシステムを正確に再生産した」という指摘もある（Turner［1962］p. 128)。

26) Cole［1928］は「出来高単価表が最も十分かつ完全に発展した産業は，疑い無く綿業である」と述べ，その理由として「綿業の産出物は標準化されているから，事実上あらゆる課業に対する単価を綿密に設定すことが可能である」ことをあげている（p. 81)。

27) 以下，「イングランド中央部」には，便宜上，ランカシャー，ヨークシャー，ミッドランド，スタッフォードシャーを含めるものとする。

28) ただし，19世紀中葉の北東イングランド地方の炭田は，「炭鉱主が全坑夫を直接的かつ個別的に雇用し，かつ階層的職員管理組織を通じて，全坑夫を直接的に指揮・監督する体制を確立していた唯一の炭田であった」という指摘もある（若林［1985］176頁)。

29) ヨークシャーを例にとれば，「1879年に約６万人の労働者のうち組織された労働者は僅か2,600人」であったといわれている（栗田［1978］46頁)。

30) 例えば，Cole［1948］は次のように述べている。「類似した制度はある種の炭田では“採炭請負”制度として知られ，石炭採掘にあたって幅広く採用されていたが，それを打破することが新しい“大英坑夫連盟”の主要な目的であった。」(p. 239，訳184–5頁)

31) 法定８時間労働日に対する北東イングランド炭坑夫の反対には歴史的に根深いものがあった。1863年，リーズで開催された炭坑労働者会議において８時間労働法についての議題が浮上したが，ダラムの指導者ウィリアム・クロフォードは「８時間労働法案が彼の地区では実行できない」ことを宣言した。「少年には１日10時間，成人男子には６時間働かせることを彼は望んだ」といわれている（Webb［1894］p. 289，訳343頁)。その理由として，ノーザンバーランド，ダラムでは，採炭夫は一日２シフト制であったのに対し、少年は１日１シフト制であったことがあげられる（Webb［1894］p. 289，344頁)。

32) 「当時（1866年—引用者）錬鉄工組合員数は，6,500人であり，その年収入は6千ポンドにものぼった」（Marsh & Ryan [1984] p. 270)。合同錬鉄工組合は，「移民による労働力供給制限を志向し，ストライキによって組合基金が枯渇することを回避した」（Marsh & Ryan [1984] p. 262)

33) Clegg, Fox & Thompson [1964] は，製鉄業者の側からも平和的な労使関係が模索された理由として，「莫大な資本を必要とする設備を稼働させ，固定費用を最小化し，かつ（特に燃料の）浪費をなくすために，操業停止の回避」が模索されたことをあげている（p. 21)。同様の指摘については，福井 [1972] 38頁参照。

34) 「鉄鋼労働者の間では，溶鉱炉労働者組合が1892年に設立され，賃上げに成功し，合同委員会との間でスライディング・スケールを獲得した」（Pollard [1965] p. 107）という指摘にあるように，鉄鋼業においては，スライディング・スケール協定が19世紀末まで残存した。

35) 一つの理由としては，1852年の大ロックアウトの終結以降，「使用者団体」は消滅し，組合の徒弟規制に対して統一的な対応ができなかったことをあげることができよう（小野塚 [1990] 118頁)。むしろ，それ以降，ＡＳＥは着実に発展しさえした。「合同機械工組合はそのストライキの後の10年のうちに，組合員数を倍増し，1861年までには7万3,398ポンドという空前の残高を積み立てていた」と言われている（Webb [1894] p. 208，訳256頁)。

36) ＡＳＥの歳出額（単位：ポンド，出所，栗田 [1978] 66頁）ＡＳＥの組合員数は，34,711人（1870年)，44,692人（1880年)，67,928人（1890年）であるが（熊沢 [1970] 52頁)，組合員全体の増加率よりも，老齢手当の増加率すなわち，8,055ポンド（1869年)，17,730ポンド（1879年)，40,170ポンド（1889年）の方が明らかに大きいことは，組合員の高齢化が進展したことを物語っている。

費　用	1869年	1879年	1889年
葬　儀	5,600	7,387	8,289
疾　病	17,777	20,514	30,922
養　老	8,055	17,730	40,170
事　故	1,600	1,800	2,177
失　業	59,980	149,931	29,733
ストライキ	50	20,579	1,920

37) 半熟練工への組合員資格の拡大の例としては，1885年のＡＳＥ大会において，「若年者の入会金を安くしたこと，堅削盤工，真鍮仕上工，鋼鍛冶工などの新しい熟練もしく半熟練工の入会を認めたこと」（徳永 [1966] 293頁）や，1892年の大会において，「電機機械技師，ロール旋盤工，その他いくつかの種類の機械運転工（＝半熟練工—引用者）のような新職種が完全な組合員資格を認められ」たことをあげることができる（徳永 [1966] 296頁)。

38) 19世紀後半における機械・鉄鋼業の台頭は，当然，これらの産業における熟練労働者の地位を高めた。「この時期（1840–1890年—引用者）には金属産業が興隆し，労働貴族はいちじるしく強化された。例えば，銑鉄労働者は1851年と1881年との間に

その数が3倍になり，造船工・機械工などは3倍以上になった。これらの産業の多くでは熟練労働者の比率が非常に高く，それは機械業においておそらく70–75%であったから，彼らの相対的な地位は着実に向上した。」「製鉄業における熟練労働者の比率は高く，1865年のレヴィの資料ではほぼ44%であり，賃金は高かった。」製鉄中心地の生活環境は劣悪であったが，「それにもかかわらず，極めて高い名目賃金と下請け制度の普及によって，鉄鋼業は，労働貴族の本拠地になった。」(Hobsbaum [1964] p. 335，訳258頁)

39) 「新組合主義」の勃興についての詳細な研究については，安川 [1993]，前川 [1965]，Morton & Tate [1956] を参照。「新組合主義運動」は，当初，「社会民主連盟」などの社会主義者たちによって推進された。ハインドマンは，1885年に次のように述べていた。「オーウェンの時代には準備ができていなかった革命の機はいまや熟しているし，その準備もできている。富の生産者に自らの国を支配させるための革命のみが，おそらく事態をより良いものに変えることができる」(Webb [1894] p. 397，訳472頁)。こうした革命を目指した運動の動向を，ウェッブは次のように概観している。「1889年という年は，全世界の労働者の盟約による"完全な国際的社会革命"の到来を告げるかわりに，社会主義者のプロパガンダの潮流を革命的なものから立憲的なものへと転換させた。政治的デモクラシーの出現によって，"あらゆる職業・階層の労働者による，少数者の残忍な独占的支配に対する団結した攻撃"の計画は時代おくれになった」(Webb [1894] p. 398，訳474頁)。

参 照 文 献

阿部悦生 [1993]『大英帝国の産業覇権—イギリス鉄鋼企業興亡史』有斐閣

相沢与一 [1978]『イギリスの労使関係と国家』未来社

Cain, P. J. & Hopkins. A. G. [1986] Gentlemanly Capitalism and British Expansion Overseas; I. The Old Colonial System, 1688–1850, *Economic History Review,* Vol. XXXIX, No. 4. (P. J. ケイン，A. G. ホプキンス，『ジェントルマン資本主義と大英帝国』竹内幸雄・秋田茂訳，岩波書店，1994年，3–50頁

Cain, P. J. & Hopkins. A. G. [1987] Gentlemanly Capitalism and British Expansion Overseas; II. new imperialism, 1850–1945, *Economic History Review,* Vol. XL, No. 1. (前掲訳書，51–102頁)

Cole, G. D. H. [1928] *The Payment of Wages; A Study in Payment by Result under The Wage System,* George & Unwin, LTD, London.

Cole, G. D. H. [1948] *A Short History of The British Working Class Movement 1789–1947.* (Reprinted, 1952) (G. D. H. コール『イギリス労働運動史 I・II・III』林健太郎，河上民雄，嘉治元郎訳，岩波現代叢書，1952年)

Clegg, H. A., Fox, Alan. & Thompson, A. F. [1964] *A History of British Trade Unionism Since 1889,* Clarendon Press, Oxford. (Reprint, 1977)

Court, William H. B. [1954] *A Concise History of Britain from 1750 to Recent Times,* Cambridge University Press. (W. コート『イギリス近代経済史』矢口孝次郎監修，荒井政治，天川潤次郎訳，ミネルヴァ書房，1957年)

出水和夫 [1973]「イギリスにおける綿工業の成立とその労使関係」『和光経済』7-2

Dobb, M. [1946] *Studies in the Development of Capitalism,* Routledge & Kegan Paul LTD. (M. ドッブ『資本主義発展の研究』I・II，京大近代史研究会訳，岩波現代叢書，1954年)

Duffy, A. E. P. [1961] 'New Unionism in Britain, 1889-1890 : A Reappraisal', *Economic History Review,* Vol, XIV, No. 2, DEC.

江里口拓 [1994]「ウェッブ夫妻における"産業進歩"と労働組合」,『経済論究』九州大学大学院，89号，7月

福井幹彦 [1972]「イギリス製鉄業における労使関係の研究—団体交渉の設立とその展開」『立教経済学論叢』第6号8月

福井幹彦 [1980]「独占形成期イギリスにおける労働・技術・管理—内部請負制度廃止を中心として—」『松商学園短大叢』29号，12月

Hobsbaum, Eric J. [1964] *Labouring Men ; Studies in the History of Labour,* (Anchor Books, 1967) (E. J. ホブズボーム著『イギリス労働史研究』鈴木幹久・永井義雄訳，ミネルヴァ書房，1968年)

Hobsbaum, Eric J. [1968] *Industry and Empire,* Penguin Books Ltd, London. (E. J. ホブズボーム著『産業と帝国』浜林正夫・神武庸四郎・和田一夫訳，未来社，1984年)

Hoffmann, W. [1955] *British Industry, 1700-1950,* Basil Blackwell.

Hutchins, B. L. & Harrison, A. [1926] *A History of Factory Legislation.* (3rd Edition, 1st Published in 1903, Reprinted Frank Cass & Co. LTD.) (ハチンズ，ハリソン『イギリス工場法の歴史』大前朔郎，高島道枝，石畑良太郎，安保則夫訳，新評論，1976年)

Hutt, Allen. [1962] *British Trade Unionism : A Short Hitsory 1800-1961,* Lawrence & Wishart LTD, London. (5th edition, 1st published 1941) (アレン・ハット著『イギリス労働運動史』塩田庄兵衛訳，理論社，1956年)

石井宣和 [1972]「"営業の自由"とコンスピラシー」(高柳信一，藤田勇編『資本主義法の形成と展開；2，行政・労働と営業の自由』東京大学出版会)

Jefferys, J. B. [1970] *The Story of the Engineers ; 1800-1945,* Johnson Reprint Corporation.

栗田　健 [1978]『増補イギリス労働組合史論』未来社

熊谷次郎 [1994]『イギリス綿業自由貿易論史—マンチェスター商業会議所　1820年～1932年—』ミネルヴァ書房

熊沢　誠 [1970]『産業史における労働組合機能』ミネルヴァ書房

Labourn, Keith. [1992] *A History of British Trade Unionism C. 1770–1990,* Alan Sutton.

Lilley, Samuel [1965] *Men, Machines and History.* (S. リリー著『人類と機械の歴史』伊藤新一・小林秋男・鎮目恭夫訳，岩波書店，1968年)

前川喜一 [1965]『イギリス労働組合主義の発展』ミネルヴァ書房

Marsh. A. & Ryan, V. [1984] *Historical Directory of Trade Unions,* Vol. 2, Gower.

Mayr, Otto & Post, Robert C. (eds.) [1981] *Yankee Enterprise; The Rise of the American System of Manufactures,* Smithonian Institution. (オットー・マイヤー，ロバート・ポスト編『大量生産の社会史』小林達也訳，東洋経済新報社，1984)

Mitchell, B. R. & Deane, P. [1971] *Abstract of British Historical Statistics,* Cambridge University Press.

Mitchell, B. R. [1980] *International Historical Statistics; I, European Historical Statistics, 1750–1975.* Macmillan Press. (B. R. ミッチェル編『マクミラン世界歴史統計—I—ヨーロッパ編，1750–1975』中村宏監訳，原書房)

茂木一之 [1977]「イギリスミュール型紡績工場の跛行的技術発展と職場労働力構成—生産技術の変革と『熟練』—」『高崎経済大学付属産業研究所紀要』13号

森　健資 [1988]『雇用関係の生成』木鐸社

森　健資 [1994]「雇用と団結 (1)」『経済学論集』東京大学経済学会，第60巻第2号，7月

Morton, A. L. & Tate, George. [1956] *The British Labour Movement 1770–1920; A History,* Lawrence Wishart. (A. L. モートン，G. テイト『イギリス労働運動史』古賀良一訳，法政大学出版局，1970年)

中山　章 [1988]『イギリス労働貴族—19世紀におけるその階層形成—』ミネルヴァ書房

小笠原浩一 [1987]「イギリス労使関係史における調停，仲裁制度—1870～90年代の炭鉱業の場合—」『社会経済史学』53巻4号，10月

小野塚知二 [1989]「労使関係におけるルール（上）—19世紀後半イギリス機械産業労使関係の集団化と制度化 (1) —」『社会科学研究』東京大学社会科学研究所，41巻3号，11月

小野塚知二 [1990]「労使関係におけるルール（中)」『社会科学研究』41巻5号，3月

Pelling, Henry. [1992] *A History of British Trade Unionism,* Penguin Books Ltd., Harmondsworth Middlesex, England. (First edition. 1963) (ヘンリー・ペリング著『イギリス労働組合運動史』大前朔郎訳，東洋経済，昭和40年)

Pollard, Sidney. [1965] 'Trade Unions & the Labour Market', *Yorkshire Bulletin of Economic and Social Research,* Vol. 17, No. 1, May.

高橋克嘉 [1984]『イギリス労働組合主義の研究』日本評論社

高橋哲男 [1967]『イギリス鉄鋼独占の研究』ミネルヴァ書房

武居良明 [1984]『イギリスの地域と社会』御茶の水書房
徳永重良 [1966]『イギリス賃労働史の研究』法政大学出版局
富沢賢治 [1980]『労働と国家—イギリス労働組合会議史—』岩波書店
Turner, H. A. [1962] *Trade Union Growth Structure and Policy: A Comparative Study of the Cotton Unions,* George & Unwin.
Tyson, W. [1968] 'The Cotton Industry,' (in Aldcroft, D. H. (ed.) *The Development of British Industry and Foreign Competition: 1875–1914,* George & Unwin.)
若林洋夫 [1985]『イギリス石炭鉱業の史的分析』有斐閣
Webb, Beatrice [1948] *Our Partnership,* (Edited by Barbara Drake & Margaret I. Cole, London School of Economics, Reprint 1975.)
Webb, Sindney [1888–a] 'The Rate of Interest and the Laws of Distribution,' *Quarterly Journal of Economics,* Vol. II, January.
Do. [1888–b] 'The Rate of Interest,' *Quarterly Journal of Economics,* Vol. II, July.
Do. [1889] 'On the Relation between Wages and the Remainder of the Economic Product,' September. *Essay in the Economics of Socialism and Capitalism,* Edited by R. L. Smyth, Gerald Duckworth & Co. LTD, London, 1964.)
Webb, Sindney & Beatrice [1894] *The History of the Trade Unionism,* Longmans & Green. (Revised 1920, Kelly Reprint, 1965)（シドニー・ウェッブ，ビアトリス・ウェッブ『労働組合運動の歴史』荒畑寒村監訳，日本労働研究機構発行，1973年）
Do. [1897] *Industrial Democracy,* Longmans & Green.（シドニー＆ベアトリス・ウェッブ『産業民主制論』高野岩三郎監訳，法政大学出版局，第3版1990年，初版1927年）
安川悦子 [1933]『イギリス労働運動と社会主義』御茶の水書房
吉村朔夫 [1974]『イギリス炭坑労働史の研究』ミネルヴァ書房